

相談事例

ID: 04-07-007

相談タイトル

隣接する建築中のアパートの窓設置位置について

Q: ご相談内容

相談者宅の前の敷地に、現在、賃貸アパート（8世帯）を建設しており、現在では9割程度建物が完成している。施工業者からは建築基準的には問題無いと言われているが、相談者宅の玄関を開けるとアパートの窓がすぐ目の前に設置されており、お互い良く見えてしまうような状況である。プライバシーを侵害されるようで自分も困るし、入居される者も困ると思う。先日、施工業者の現場監督に「境界に目隠しになるパネルを設置してほしい」と依頼したところ「即答できないので協議する」と言ったまま未だに回答がない。住まいの相談センターで間に入り目隠しパネルの設置に向け話をしてくれないか。

A: 回答

住宅供給公社（住いの相談センター）では相隣間の問題について仲裁等、間に入って対応する立場にないので、対応は致しかねます。民法では、境界線から1m未満の距離において他人の宅地を見通すことの出来る窓等を設ける者は、目隠しを付けなければならないとされていますので、交渉されるときの基本考え方として理解して下さい。まずは、先方にその後どのようなようになったのかを確認したうえで、民法上の扱いなど法律的なことで相談が必要であれば、弁護士による専門相談会に予約をしていただき、ご相談いただくことが良いと思います。